

ID: 3053

担当部署: 総務課

処分の概要	消費者の指定の取消し		
法令名 根拠条項	火薬類取締法施行規則 第67条の7第3項		
法令番号	昭和25年通商産業省令第88号		
【基準】 省令第67条の7の規定による。 (消費者の指定) 第67条の7 法第29条第4項の規定により都道府県知事が保安教育計画を定めるべき者として指定することができる消費者は、法第30条第2項の消費者に該当する者とする。 2 都道府県知事が消費者を保安教育計画を定めるべき者として指定するときは、指定の有効期間および法第29条第5項において準用する同条第1項の認可を受けるべき期限を附してしなければならない。 3 都道府県知事は、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者が第1項または法第29条第4項の指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、指定を取り消さなければならない。 4 保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者は、第1項または法第29条第4項の指定の要件を欠くに至つたと認めるときは、当該指定の取消しを申請することができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日